



# KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

## 【Q&A】 そうだ！ 弁護士に聞いてみよう！ 《裁量労働制》

**(秘書)** この間、ニュースで「裁量労働制」について審議している国会の様子が取り上げられていました。「裁量労働制」ってどういうものなんですか。

**(久井)** 労働基準法に規定されている労働時間制度の一つで、企業側が、実際に働いた時間にかかわらず当該労働者が〇時間働いたものとみなしてしまう制度です。この制度にしたがって労働する場合、給料などは、このみなし労働時間にしたがって計算されます。

**(秘書)** ということは、みなし労働時間が1日あたり8時間とされている場合、例えば私が1日あたり3時間くらいしか働かなくても、8時間働いたものとみなされてそれに応じた給料がもらえるんですか！？ 仕事さえこなせば、お昼頃にゆっくり出勤することも早退も自由ですか！？

**(久井)** えらいポジティブですね(笑) 簡単な理解としてはそういうことになります。でも、逆に考えると、いくら残業しようが、〇時間働いたとしかみなされません。残業代も請求できません。

**(秘書)** 怖い話ですね…。企業のさじ加減ひとつで導入できる制度なんですか。

**(久井)** もちろん制限があります。裁量労働制は、専門業務型裁量労働制というものと、企画業務型裁量労働制というものに区分されますが、前者の導入には、裁量に委ねるのに適した職種、例えば新聞記者や、ゲームクリエイターなどの一定の職種に限定されます。労使

協定を締結する等の条件もクリアしなければなりません。

後者の導入はさらに厳しく、会社運営の核心を担うような企画立案業務を担当する労働者等に適用が限られるほか、適用される事業場も本店・本社に限る等の制限があります。労使委員会という組織の決議も必要となる等クリアすべき条件はかなり多いです。

**(秘書)** なるほど。聞く限りでは、ほとんどの企業・労働者に縁がなさそうですね。

**(久井)** そうかもしれません。与党は企画業務型裁量労働制の拡張を目指していたようですが、今年の2月末頃に断念しました。しかし、働き方改革が叫ばれている昨今の状況を考えると、裁量労働制の拡張について再び審議がなされてもおかしくないと思います。

**(秘書)** 今後のことを見据えて、最低限のポイントはおさえておいたほうがよさそうですね。



弁護士 久井 春樹  
(ひさい はるき)

※山下江法律事務所 YouTube チャンネルでは、企業法務セミナーの動画などを公開しております。ぜひご覧ください。<http://urx2.nu/HhMA>



## 勤務時間(労働条件)の変更

## 社会保険労務士/松本雄介



今回のテーマは勤務時間の変更についてです。次のような場合をみましょう。

Q: 当社の就業規則では、所定の勤務時間を1日7時間、所定休日を週休2日として、法定労働時間未満の内容を定めています。ところが、結局のところ、ほとんどの者が日々1時間以上残業しているところもあり、いっそのこと法定労働時間に合わせてしまおうという意見が出ていますが、何か問題はありますか？

A: 労働条件および就業規則の変更を検討されているようですが、その手順によっては問題が生じることがあります。

労働基準法は労働条件の最低基準を定めた法律であり、1日8時間、1週40時間といういわゆる法定労働時間もその一つです。

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この

基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければなりません(法1条第2項)。

このため、原則として、労働基準法の基準そのものを理由として1日の労働時間を7時間から8時間に変更することはできません。また、労働契約法第9条では、「使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない」とされています。これらを勘案すれば、労働基準法を理由とせず、かつ労働者の合意があるならば就業規則や労働条件の変更は可能ということになります。

就業規則や労働条件を変更する場合には、変更の目的や変更しようとする経緯、変更することによる影響などを従業員によくよく説明し、理解及び合意を得ることが大切です。

フクシマ社会保険労務士法人  
2015年より弊所と業務提携

## 第22回企業法務セミナー報告「知らないと怖い。民法改正」

第22回企業法務セミナー「知らないと怖い。民法改正」を開催しました。講師は、弁護士の岡篤志です。

今回のセミナーは、120年ぶりの民法大改正について、その内容、注意点、対策方法を、具体例をあげながら解説しました。参加者様から「改正ポイントの理解に役立ちました。」「改正民法に対する基本かつ重要なポイントの確認ができました。」など高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、弊

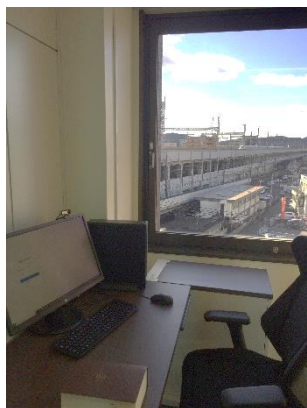
所弁護士との交流を深めることができました。

次回は7月26日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。☞過去のセミナーは「山下江法律事務所 YouTube チャンネル」で公開中！





弁護士 ON・OFF 第 37 回 福山支部長/弁護士 渡辺 晃子



福山支部からの眺め

弁護士法人山下江法律事務所福山支部開設に伴い、福山支部長に就任しました。福山は私の生まれ故郷であり、福山で仕事ができることに喜びを感じています。

本部の所員と離れて仕事をするのは今でも寂しいですが、旧友との再会や新しい出会いがあり、感動や刺激のある毎日を送っています。

新しいオフィスは綺麗で仕事しやすく、特に私のデスクから新幹線の通過が見えるところがお気に入りです。

また、福山支部が入っている福山商工会議所の1階には喫茶店があり、打ち合わせなどにも利用できるので重宝しています。

福山支部の場所を福山商工会議所に決めたのは、実は恩師との再会がきっかけです。福山支部の物件選びに代表の山下と福山商工会議所を訪れた際、見学した部屋の並びでとある中高の受験説明会が開かれていました。そこに、小学校から高校生まで通っていた塾の先生がいらつやつたのです。その後、他の物件も見学しましたが、恩師との再会にご縁を感じ、福山商工会議所を福山支部開設の場所に決めました。

恩師のおかげでこのような素敵な場所で仕事をする事ができ、感謝しています。

これからも人のご縁を大切にしていきたいと思う今日この頃です。

事務局コラム 第 37 回 「シュークリームに初挑戦」 T.Y

先日、実家に新しいオープンレンジが届きました。母からうれしそうに連絡があり、私はシュークリームと一緒に作ろうと提案しました。

さっそく「シュークリーム」「人気」「レシピ」というキーワードでネット検索をし、近所のスーパーに食材を買いに出かけました。しかし、そこには仕上げに使う粉砂糖が売っておらず、諦めかけた時、「100均にあるかも！」と母が一言。2人で急いで近くの100均へ行き、粉砂糖を見つけた瞬間、「ほらね～」と得意顔の母。無事に全ての食材を購入できました。

帰宅後、ゆっくりする間もなく、すぐにシュークリーム作りをスタートしました。まず、シュー生地から

作り、シュー生地の焼き上がりを待つ間にカスタードクリームを作ります。途中、シュー生地のバター分量を大幅に間違えていることに気づき、ヒヤヒヤしましたが、きれいに膨らんでくれました。シュークリーム10個を作るのにかなりの費用と時間がかかりましたが、達成感と幼い頃のように母と一緒に菓子作りができたことへの喜びとで大満足な一日となりました。





## 事務局通信

### ◆第23回企業法務セミナーのご案内



平成30年7月26日(木)

18:30~20:00

講師:弁護士/久井春樹

「次世代のための事業承継」

会場:LeReve 八丁堀(中区

八丁堀 1-8 エイトビル 2F)

受講料:顧問会社様無料、一般の方4,000円(※)

※1ヶ月以内に1時間の無料法律相談(税抜1万円相当)付きです。この機会をぜひご活用ください。

☞セミナー後に懇親会あり。詳細はHPをご覧ください。

### ◆メールマガジン配信スタート

2018年1月より、メールマガジンの配信を始めました。メルマガでは、年3回発行しているこの紙面版 KAIRO for BUSINESS よりも、早く、多くの情報を毎月1回お届けしております。登録は無料です。配信希望の方は下記からご登録ください。なお、メルマガ登録者も紙面版 KAIRO for BUSINESS は企業法務サイトからご覧頂けます。(企業法務サイト トップ>お知らせ>メールマガジン バックナンバー)

### ◆企業法務専門サイト リニューアル

2018年1月、企業法務専門サイトをリニューアルしました。これまでのものより見やすく、スマホからもご覧頂けます。また、顧問先のインタビュー動画も掲載しております。

☞山下江のブログ 1/25 をご参照ください。



### ◆中小企業診断士誕生



弁護士/山口卓が、中小企業診断士の登録を行いました。中小企業診断士は国家資格で、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家です。

中小企業診断士の業務は、中小企業支援法で「経営の診断及び経営に関する助言」とされています。「現状分析を踏まえた企業の成長戦略のアドバイス」が主な業務です。



## 山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

《広島本部》 〒730-0012  
広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703  
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652  
E-mail info@law-yamashita.com  
予約電話受付:平日9時~19時、土曜10時~17時  
相談時間:月曜9時~21時(夜間相談有り)  
火曜~金曜9時~18時  
土曜10時~17時

《岩国支部》 〒740-0022  
山口県岩国市山手町 1-16-10 山手町ビル 402  
TEL0827-23-3005 営業時間:平日9時~18時

《呉支部》 〒737-0051  
呉市中央 2-5-2 NSビル 703  
TEL0823-25-0077 営業時間:平日9時~18時

《東広島支部》 〒739-0043  
東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 3-1  
TEL082-423-1511 営業時間:平日9時~18時

《福山支部》 〒720-0067  
福山市西町 2-10-1 福山商工会議所ビル 5F  
TEL084-993-9041 営業時間:平日9時~18時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは広島本部へお問い合わせください。